

議 事 録

会 議 名	平成23年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年12月26日(月)午後4時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	2番 石塚雄司		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 非農地証明願 2. 農地造成工事施工承認願 [報告] 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：それでは、ただ今から、平成23年第12回定例総会を開会いたします。欠席委員は、2番石塚委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、5番木村委員と6番脇委員を指名いたします。本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、非農地証明願ほか、全4件であります。</p> <p>初めに、非農地証明願、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号36号を朗読)</p> <p>当該地は、位置図にありますとおり、田端北の交差点を東に入ってすぐの北側にある土地で、その北側は業者の駐車場に接し、南は道路を挟んで倉庫がいくつか建っております。昭和46年頃に現在の地主の親が駐車場として貸し出し、その後、借り主が店舗や解体業等に替わり、現在の解体業者は平成10年頃から使用しているとのこと。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしているということで第3種農地であり、もちろん農振農用地ではありません。</p> <p>現地には、12月14日に地区担当の楠谷委員と、翌日15日に金子会長と共に調査に行っております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：この土地は相当以前から、20年から30年位前から、廃品や車の解体業が作業場として使っていて、現在もそういった物が積み上がっている状況になっている。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>		

会 長：では全員賛成ですので、議案番号36号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。
続いて、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)
当該地は、位置図にありますとおり、県道47号線沿いの岡田の交差点から100mほど東にある土地です。昭和45年に地主が自宅を新築する際に、当筆に車庫及び倉庫を建築し、道路からの進入路として整地もしたとのこと。なお、当該地の立地基準ですが、市街化区域から連たんしておりますので、第3種農地であります。
現地には、12月14日に地区担当の木村委員と、翌日15日に金子会長と共に調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：ここの古い家を建て替えた時から、納屋などを建ててしまっていて、そのまま現在に至っているという状況でした。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番：前の案件も含めてお聞きしたいのですが、昭和46年や昭和45年からということですが、その当時の県の航空写真等で確認しているのですか。

事務局：昭和45年や46年という内容は、添付書類の経過書に基づいて述べたもので、証拠書類としての航空写真は「10年前のもの」として、平成8年のものが県でとれる一番近いものなので、それを提出させています。

5 番：その証拠書類など、非農地証明願いをするにあたっての根拠法令は。

事務局：これは農地法ではなく、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づいて行っております。

会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号37号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、農地造成工事施工承認願、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号38号を朗読)
当該地は、位置図にありますとおり、岡田の農用地区域にある5畝の田で、耕作放棄地として何度か草刈り依頼の通知をしていた農地です。ここで相続により取得する申請人が、貸し借りをするにも畑の方が管理しやすいということで、寒川町や藤沢市で実績のある施工業者に造成を依頼するものです。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

7 番：この土地の南側の土地がかなり高く土を盛ってあって、畑というか、盛ってあるだけの土地のようで、確かに申請地は田として耕作はしてませんでした。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号38号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。報告番号74号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号75号から79号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の朗読と、説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号74～79号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>6 番：今、報告を受けた中の78号の件ですが、この土地は12月に入ったあたりから既に工事に入っているのですが。</p> <p>事務局：報告案件は専決で行っていますので。</p> <p>1 番：専決処分年月日が11月28日になっているし、いいでしょう。</p> <p>会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>以上をもって、平成23年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成23年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 (5番) 藤井 彰

議事録署名人 (6番) 脇 文亮

本議事録は、平成24年1月27日、承認・署名を得て確定しました。